

2019 年度第 10 回大東文化大学大学院評議会議事録要旨

日 時：2020 年 3 月 9 日（月） 11：30～11：52

場 所：板橋校舎 2 号館 2 階 2-0220 会議室、東松山校舎管理棟 3 階 第一会議室（遠隔）

構成員：36 名（3分の2：24 名 過半数：19 名）

出席者：24 名（定足数充足）

欠席者：12 名

議 長：門脇廣文 学長

議長からの冒頭に以下の報告が為された。

- ① この度、新型コロナウイルス感染症拡大抑止に対応するため 4 月 3 日に予定されていた 2020 年度大学院入学式を中止することがこの度新旧執行部間で決定した、入学式に出席する対象者の新入生は 50 名であったこと。
- ② 研究推進室管轄の特別研究費刊行助成にかかる周知事項。
- ③ 国際交流センター管轄の文部科学省外国人留学生学習奨励費について、2020 年度は本学への配分は学部・大学院とも皆無になった、政府は既に日本で学んでいる留学生に対する「一般枠」の学習奨励費を縮小し、留学生の日本での就職、定着支援に係る取組の度合にシフトしていること。

報告事項 1. 2020 年度大学院春季入試及びスポーツ・健康科学研究科 3 月入試実施に係る報告について

議長より、資料に基づき、資料は 2020 年度春季入試にスポーツ・健康科学研究科 3 月入試を包含させて記載している旨説明があり、春季入試は入学手続状況を、スポーツ・健康科学研究科 3 月入試は志願者・受験者・合格者数について報告が為された。

報告事項 2. 2020 年度大学院研究生等入試実施に係る報告について

議長より、資料に基づき、研究生及び科目等履修生の志願者・受験者・合格者数について報告が為された。

報告事項 3. 2020 年度大学院評議会委員について

議長より、2020 年度大学院評議会委員について、資料の通り決定した旨報告が為された。

報告事項 4. 全学教務委員会からの報告(①学習成果の可視化検討部会/②学修時間部会(社会人の受入れ環境整備))について

議長より、資料に基づき、全学教務委員会からの報告について俯瞰して論点の報告が為された。

報告事項 5. 2019 年度大東文化大学学位記授与式挙手中止について

議長より、資料に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大抑止に対応するため 2019 年度学位授与式挙手中止が決定され、学位記は個々の修了者の保証人宛にレターパックを用いて郵送

することになった旨の報告が為された。

報告事項 6. 2019 年度博士学位授与祝賀会開催中止について

議長より、資料に基づき、本学に設置された新型コロナウイルス感染症対策本部より、同感染症における感染拡大の状況に鑑み、当面、各種行事（懇親会を含む）・講座、クラブ・サークル・ゼミなどの諸活動（合宿を含む）等について、2020年3月15日まで原則として中止又は延期とする旨方針が示されたことに伴い、2020年3月11日（水）に開催予定であった祝賀会を連絡文書の通り中止にする旨報告が為された。

報告事項 7. その他

その他に該当する報告事項なし。

報告承認事項：

1. 2019 年度各種委員会委員について

【報承-1】

議長より、資料に基づき、大学院選出の2020年度各種委員会委員について報告が為され、これが承認された。

2. その他

その他に該当する報告承認事項なし。

議案：

議案 1. 大東文化大学青山杉雨賞褒賞金規程の廃止（案）について

議長より、資料に基づき、大東文化大学青山杉雨賞褒賞金について、2019年度をもって本褒賞金を授与する事業の期間が満了するため、本規程を廃止する、なお、本件は、学部教授会及び大学評議会の審議及び議決をもって、研究科委員会及び大学院評議会の審議及び議決に替えることができる事項であり、2月17日（月）開催の大学評議会及び2月27日（木）理事会で既に承認済みである旨報告が為され、これが了承された。

議案 2. 大東文化大学人文社会科学系研究に関する倫理規程の制定（案）について

議長より、資料に基づき、個人または集団の特性としての思想、心条、身体、行動および環境等に関する情報を収集・採取する作業を含む「人文社会科学系研究」について、研究対象者の人権を尊重し、他方で研究者が倫理審査を受ける権利を保障することを目的に本規程制定を提案するものである、なお、本件は、学部教授会及び大学評議会の審議及び議決をもって、研究科委員会及び大学院評議会の審議及び議決に替えることができる事項であり、2月17日（月）開催の大学評議会で承認を得ている旨報告が為され、これが了承された。

議案 3. 大東文化大学ヒトを対象とする医学系研究に関する倫理規程の改正（案）について

議長より、資料に基づき、本規程に定める研究を行うことが可能な者の中に研究推進室特別研究員を加え、また、大東文化大学人文社会科学系研究に関する倫理規程の制定（案）に伴い

審査案件の分担が増えることが見込まれるために、本「ヒトを対象とする倫理規程」の委員数を見直し抑制する、なお、本件は、学部教授会及び大学評議会の審議及び議決をもって、研究科委員会及び大学院評議会の審議及び議決に替えることができる事項であり、2月17日（月）開催の大学評議会で承認を得ている旨報告が為され、これが了承された。

議案4. 大東文化大学遺伝子組換え生物実験規程の制定（案）について

議長より、資料に基づき、現在スポーツ・健康科学部を中心に実施されている生命科学系の研究において、「遺伝子組み換え生物の管理等に関連する法律」（カタルヘナ法）に基づく規程が制定されていなかったため、この分野の実験ができなかった、今般、学内でも遺伝子組み換え生物等を使用する実験の必要性が高まっているため、カタルヘナ法他関連諸法令に即した実験体制を規定する規程を制定する、なお、本件は、学部教授会及び大学評議会の審議及び議決をもって、研究科委員会及び大学院評議会の審議及び議決に替えることができる事項であり、2月17日（月）開催の大学評議会で承認を得ている旨報告が為され、これが了承された。

議案5. 大東文化大学研究倫理委員会規程の改正（案）について

議長より、資料に基づき、研究倫理に関わる委員会に新規に、「大東文化大学人文社会科学系研究に関する倫理審査委員会」及び「大東文化大学遺伝子組換え生物実験委員会」の2委員会が設置されたため、委員会構成員に新たに2委員会の委員長を加え、2019年度で存在しなくなる法務研究科長を削除する、なお、本件は、学部教授会及び大学評議会の審議及び議決をもって、研究科委員会及び大学院評議会の審議及び議決に替えることができる事項であり、2月17日（月）開催の大学評議会で承認を得ている旨報告が為され、これが了承された。

議案6. 大東文化大学大学院学則並びに大東文化大学学位規則の改正（案）及び学位規則改正に伴う学位申請書、論文目録の様式内容の変更（案）について

議長より、資料に基づき、大学執行部が示した学則、学位規則及びその様式の3点の改正案につき、附則に「この改正規則の規定は、他の規則に特別の定めがある場合を除き、この改正規則の施行時に本学大学院に在籍していた学生にも適用する。」旨規定し、規程成立以前の入学生にも遡及的に適用することにしたものについて、3月月初に開催された各研究科委員会において検討され、大学院事務室にその報告が為された、結果として、外国語学研究科から継続審議の要請が為された以外は他の研究科から特段の反対意見は出されなかった、種々検討した結果執行部として再修正の必要はないと判断し、附則を付記した執行部による最終案について大学院評議会議に諮り、合意が得られれば常務審議会、理事会に諮っていくこととする旨言明された。

外国語学研究科の委員より種々の懸念が示されたが、審議の結果大学院評議会議において、これらが承認された。

議案7. その他

その他に該当する議案なし。

以 上